普通預金規定

１．（取扱店の範囲）

この預金は、口座開設店（以下「当店」という。）のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

２．（証券類の受入れ）

⑴　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。

⑵　手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

⑶　証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

⑷　手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

⑸　証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

３．（振込金の受入れ）

⑴　この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

⑵　この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（受入証券類の決済、不渡り）

⑴　証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

⑵　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

⑶　前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

５．（預金の払戻し）

⑴　この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。なお、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の払戻しをお断りすることがあります。

⑵　この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。

⑶　同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

６．（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年２月と８月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第 16 条に基づきこの預金口座を解約する場合、解約時の残高に対する利息の付与は行いません。

７．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

⑴　通帳や届出の印章を失ったとき、または、届出の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合

を除き、当行は責任を負いません。

⑵　通帳または届出の印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

⑶　預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

８．（成年後見人等の届出）

⑴　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに補助人・保佐人・成年後見人・成年後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

⑵　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人・任意後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によってお届けください。

⑶　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

⑷　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

⑸　前４項の届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

９．（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10．（譲渡、質入れ等の禁止）

⑴　この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

⑵　当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11．（取引等の制限）

⑴　当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

⑵　１年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

⑶　日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

⑷　第１項および第３項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

⑸　第１項から第４項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

12．（解約等）

⑴　この預金口座を解約する場合には、届出の印章と通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申し出てください。ただし、

当該預金口座の残高が 1 万円に満たない場合には、通帳と本人確認書類を持参いただき、本人確認を行ったうえで、解約できることとします。なお、本項第１文に基づく解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

⑵　次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②　この預金の預金者が第 10 条第１項に違反した場合

③　この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④　住所変更の届出を怠るなどにより、当行において預金者や第８条の成年後見人等の所在が明らかでなくなったとき

⑤　法令で定める本人確認等における確認事項または第 11 条第１項もしくは第３項にもとづき預金者が回答または届け出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合

⑥　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

⑶　この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①　預金者が当行との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A　暴力団

B　暴力団員

C　暴力団準構成員

D　暴力団関係企業

E　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F　その他前各号に準ずる者

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A　暴力的な要求行為

B　法的な責任を超えた不当な要求行為

C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E　その他前各号に準ずる行為

⑷　この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

⑸　前３項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章と通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等

の提出または保証人を求めることがあります。

13.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

⑴　この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

⑵　相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③　第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

⑶　相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

⑷　相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

⑸　相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15.（決済用預金に関する特約規定）

⑴　本特約をお申込いただいた普通預金については、普通預金規定および別途お申込をいただいた各サービス規定における利息に係る規定にかかわらず、利息はつけないものとします。なお、利息に係る規定以外については、普通預金規定および各サービス規定により取扱います。

⑵　今後の経済情勢の変化等により別途手数料を徴収する場合があります。

16.（未利用口座管理手数料）

⑴　この預金口座が、当行が別途定める未利用口座となった場合には、当行は未利用口座管理手数料として、当行が別途定める金額を、この預金口座から払戻請求書等によらず引き落とす方法により徴収することができるものとします。残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当該残高を未利用口座管理手数料の一部として充当したうえ、預金者に通知することなく、当行所定の方法により、当該預金口座を解約することができるものとします。

⑵　前項に基づき当行が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

17.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合

の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以　上

（2023 年 1 月 4 日現在）

附則

第 1 条　この規定は、2023 年 1 月 4 日から適用します。

第 2 条　第 16 条の規定は、2023 年 1 月 3 日以前に開設された口座についても適用します。この場合において、同条第 1 項中「当行が別途定める未利用口座となった場合には」とあるのは「当行が別途定める未利用口座（但し、未利用にかかる期間は、2023 年 1 月 4 日から起算します。）となった場合には」とします。

ホームページからの口座開設に係る特約

１．（特約の適用範囲等）

（１）　この特約は、当行ホームページから申し込みを行い、当行へ印鑑の届出を行わずに開設した普通預金口座（以下、「本口座」といいます。）に適用される事項を定めるものです。

（２）　この特約は、「普通預金規定」ならびに付随する各取引の規定（以下、総称して「取引規定」と言います。）の一部を構成するとともに取引規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、各取引規定が適用されるものとします。

（３）　この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは取引規定に従います。

２．（口座の利用開始等）

（１）　本口座の開設のお申込みは、本口座の開設を希望される方ご本人が行う必要があります。当行は、お申込みが当行所定の対象地域に居住する日本国籍を有する 18 歳以上の個人によりなされたものであることその他当行所定の条件を満たすものであることを確認することができた場合に、本口座の開設を承諾するものとします。

（２）　本口座は事業性資金の管理目的で利用することはできません。また、屋号のある名義についてもご利用いただけません。

（３）　当行ホームページから本口座を開設する場合、通帳の発行は行いません。

（４）　当行ホームページから本口座を開設する場合、同時にＩＣキャッシュカードの発行を申し込むものとします。

（５）　次の各号の一にでも該当した場合には、当行は預金者に通知することにより本口座を解約できるものとします。これにより預金者に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

①預金者がこの特約または各取引規定に違反した場合

②申込内容に虚偽の申告があった場合

③預金者の意思によらず取引が開始されたことが明らかになった場合

④キャッシュカード等の郵便物が郵便不着や受取拒否等で当行に返戻された場合

⑤非居住者であることが明らかになった場合

⑥本口座が事業性資金の管理に利用されていることが明らかになった場合

⑦本口座が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑧法令で定める本人確認等における確認事項について、預金者の回答または届出が偽

りであることが判明した場合

⑨本口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が本口座の解約が必要と判断した場合

⑩前各号のほか、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合

３．（印章の届出）

（１）　本口座の印章は、本口座開設後に別途当行所定の方法により、届け出るものとします。当行が印章の届出を受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行うことがあります。

（２）　印章の届け出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定の取引ができません。

（３）　印章の届け出前に生じた損害、または届け出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

４．（特約の変更等）

当行は、この特約を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、この特約を変更する旨、変更後の特約の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法より周知することとし、効力発生日以降は、変更後の特約にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合のこの特約の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

通帳発行形態に関する特約

第１条（特約の適用範囲）

この特約は、当行と預金契約を締結する個人（以下、「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座（中銀総合口座を含みます。以下同じ）について、普通預金規定（または中銀総合口座取引規定）に加えて適用されます。ただし、普通預金規定（または中銀総合口座取引規定）と本特約の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、本特約で定めた内容が優先するものとします。

第２条（通帳の選択・変更）

１．　普通預金口座の利用にあたって、預金者は、紙通帳、無通帳のいずれかの形態を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。

２．　無通帳を選択する場合には、キャッシュカードの発行が必要です。なお、無通帳を選択した場合、現金自動預入支払機を利用した取引のうち、通帳を使用する以下のお取引ができなくなります。

①　当該無通帳の口座を入金口座とした振替取引

②　定期預金取引

３．　第４条により紙通帳から無通帳へ発行形態の変更を行う場合、既に発行しているキャッシュカードをご利用いただきます。

第３条（通帳発行時の手数料について）

１．　当行所定の日以降に新たに開設された普通預金口座について、紙通帳を選択する場合（第５条第１項に基づき無通帳から紙通帳へ発行形態の変更を行う場合を含みます)、当行所定の手数料をいただきます。ただし、預金者が当行の定める年齢要件を満たす個人（１８歳未満または７５歳以上の個人）である場合または、開設された普通預金口座が当行の定める要件を満たす口座である場合には、手数料をいただきません。

２．　前項の手数料は、口座開設時に通帳の発行を行う際に現金もしくは当行所定の方法により当該預金口座からその金額を引き落とすことでお支払いいただきます。また、当行所定の日以降に繰越する際に店頭等で通帳の発行を行う場合については、当行所定の方法により当該預金口座からその金額を引き落とすことでお支払いいただきます。

３．　繰越時に通帳の発行を行う場合であって、預金口座の残高不足等により、手数料が支払われない場合、通帳の発行を行うことはできません。

第４条（紙通帳から無通帳への切替え）

１．当行所定の方法（当行所定の手数料の支払いを含みます。）により、既存の紙通帳を無通帳に切替えることができます。

２．無通帳への切替えの対象は普通預金通帳、あるいは総合口座通帳が対象となります。ただし、別冊通帳扱いの総合口座定期預金は対象外とします。

３．紙通帳を無通帳へ切替えした場合、紙通帳は無通帳に変更した時点でご利用いただけなくなります。

第５条（無通帳から紙通帳への切替え）

１．当行所定の方法（当行所定の手数料の支払いを含みます。）により、無通帳から紙通帳に切替えることができます。

２．無通帳を紙通帳に切替える場合、無通帳の間の取引明細は通帳へ記帳いたしません。

第６条（取扱店の範囲）

１．無通帳を選択した場合、原則、現金自動預入支払機、ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービス、またはちゅうぎんアプリのいずれかのご利用によりお取引いただきます。

２．無通帳を選択した場合であって、当行の店舗をご利用の場合、口座開設店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

第７条（取引明細の確認）

１．無通帳を選択した場合、取引明細（総合口座定期預金はお預り明細）（以下、「取引明細」といいます。）は、ちゅうぎんアプリ、ちゅうぎん通帳アプリ、ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービス等（以下、「ちゅうぎんアプリ等」といいます。）による電子的方法によりご確認いただきます。

２．ちゅうぎんアプリ等で提供する取引明細の照会期間は当行所定の期間とします。

第８条（預金の受入れ）

１．店頭で無通帳の普通預金口座に現金、手形、小切手等を受入れる場合、該当の口座のキャッシュカードを提出のうえ、当行所定の入金票に記入してください。

２．キャッシュカードの提出がない場合、当行所定の振込手数料が必要となる場合があります。

第９条（預金の払戻し）

１．店頭で無通帳の普通預金口座から払戻しをする場合、該当の口座のキャッシュカー

ドを提出のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してください。

２．場合により、当行所定の本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の払戻しをお断りすることがあります。

第１０条（無通帳の普通預金口座の解約）

無通帳の普通預金口座を解約する場合には、該当の口座のキャッシュカードと届出の印章を持参のうえ、当行国内本支店の店舗に申し出てください。ただし、当該口座の残高が１万円に満たない場合には、キャッシュカードと本人確認書類を持参いただき、本人確認を行ったうえで、解約できることとします。なお、本条第１文に基づく解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、口座の解約をお断りすることがあります。

第１１条（印鑑照合等）

紙通帳を選択したか無通帳を選択したかにかかわらず、当行が、該当の口座にかかる払戻請求書等に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第１２条（特約の変更等）

当行は、この特約を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の特約にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本特約の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

（２０２３年1月２３日現在）